

# 下水道使用料金について

排水設備が完成し、下水道の使用をはじめると、下水道使用料金を納めていただくこととなります。

下水道使用料金は処理区域により算定方法が異なります。

## ●人数制 ..... 使用している家族等の人数に応じて使用料金を算定する方法

対象区域：農業集落排水事業（下御糸北処理区、上御糸・下御糸地区）  
公共下水道事業（明和处理区）

### 1 か月の使用料金（税抜き）

料金区分	基本料金及び使用料金
一般家庭用	基本料金 1,500 円 + 500 円 × 人数
事業所等	基本料金 1,500 円 + 250 円 × 流入人口
一般家庭兼事業所等	基本料金 1,500 円 + (500 円 × 人数) + (250 円 × 流入人口)
寺（有住）	基本料金 1,500 円 + 500 円 × 人数
寺（無住）	基本料金 1,500 円
神社	基本料金 1,500 円
倉庫等	基本料金 1,500 円
公園	基本料金 1,500 円 + 250 円 × 流入人口
自治会施設	基本料金 1,500 円
アパート等	基本料金 1,500 円 + 500 円 × 人数

人数 住民基本台帳による世帯の人数をいう。

流入人口 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302-1988）をいう。

備考（1）同敷地に公共汚水マスを2か所以上使用した場合については、公共汚水マス2か所目から1箇所につき500円を基本料金に加えた額となります。

（2）アパート等については、世帯ごととする。

（3）使用料金の額に消費税率を乗じて得た額とする。

## ○使用料金の計算方法

3人家族で公共汚水マス1箇所の場合

基本料金 1,500円  
使用人数 500円 × 3人 = 1,500円

1,500円 + 1,500円 = 3,000円（税抜き）

## ●従量制 ..... 下水道に流した汚水の量（水道の使用量等）に応じて使用料金を算定する方法

対象区域：宮川流域関連公共下水道区域

### 【水道水を使用する場合】

水道水を使用し汚水を排除する場合は、水道水の使用水量を汚水の排除量とします。

### 1 か月の使用料金

区分	汚水量	金額（税抜き）
基本使用料金	0～10m <sup>3</sup>	1,050円
従量使用料金 （1m <sup>3</sup> につき）	11～20m <sup>3</sup>	105円
	21～50m <sup>3</sup>	135円
	51～100m <sup>3</sup>	155円
	101m <sup>3</sup> ～	210円

※使用料の額に消費税率を乗じて得た額とする。

### ○使用料金の計算方法（水道メーターごと）

水道使用量が30m<sup>3</sup>の場合

基本使用料金	10m <sup>3</sup> まで	1,050円
従量使用料金	11～20m <sup>3</sup> まで	105円×10m <sup>3</sup> =1,050円
	21～30m <sup>3</sup> まで	135円×10m <sup>3</sup> =1,350円

$$1,050円 + 1,050円 + 1,350円 = 3,450円（税抜き）$$

※共同住宅の料金の特例

各戸に専用の給水装置を設置することができない共同住宅の場合、水道使用者等から申請により各戸の汚水量は均等とし算定することができる。

#### お願い

次に該当する場合は届出をしてください。

- ①下水道の使用を開始、中止しようとするとき。
- ②建物の建て替えにより、水道は使用するが下水道は使用しないとき。
- ③井戸水などを使用している場合で、上水道へ切り替えたとき。
- ④井戸水などを使用している場合で、世帯人数の増減があったとき。